

令和 8 年度国民健康保険 1 人当たり保険料額の試算

- ・ 1 人当たり保険料額（試算）は、納付金総額に保健事業（特定健診費用等）及び各種公費等を加減算して算出した各市町村ごとの保険料総額を、令和 8 年度推計被保険者数で除することで県が試算したものであり、各市町村における実際の保険料（税）額ではない。
（実際の保険料額は、各市町村が設定する保険料率等により定まるものである。）

市町村名	各市町村の納付金総額	各市町村の保険料総額（試算）	1人当たり保険料額（試算）
青森市	6,116,297,074 円	4,984,305,511 円	110,652 円
弘前市	4,714,746,610 円	4,022,426,556 円	125,017 円
八戸市	5,281,146,289 円	4,319,362,732 円	116,980 円
黒石市	961,916,671 円	840,626,911 円	127,271 円
五所川原市	1,548,802,115 円	1,280,930,824 円	117,603 円
十和田市	1,625,557,120 円	1,406,428,870 円	131,824 円
三沢市	996,135,967 円	838,478,135 円	130,930 円
むつ市	1,351,600,653 円	1,100,323,349 円	114,725 円
平内町	574,093,508 円	530,125,247 円	196,926 円
今別町	58,342,466 円	51,803,185 円	109,520 円
蓬田村	119,848,355 円	103,700,101 円	161,025 円
鱒ヶ沢町	314,106,636 円	284,694,532 円	126,419 円
深浦町	230,105,134 円	193,397,935 円	111,533 円
西目屋村	37,360,334 円	37,457,217 円	132,827 円
藤崎町	477,677,347 円	411,011,552 円	132,286 円
大鰐町	258,845,034 円	230,621,105 円	121,252 円
田舎館村	219,602,274 円	194,061,774 円	133,928 円
板柳町	531,494,680 円	485,121,087 円	140,493 円
中泊町	312,054,345 円	281,582,741 円	128,342 円
鶴田町	459,783,497 円	421,919,743 円	135,187 円
野辺地町	321,938,773 円	269,397,665 円	112,908 円
七戸町	416,184,283 円	345,162,102 円	125,468 円
六戸町	327,067,314 円	283,025,745 円	136,005 円
横浜町	167,166,858 円	140,351,513 円	141,913 円
東北町	510,117,246 円	420,876,452 円	125,112 円
六ヶ所村	228,162,024 円	204,459,221 円	141,396 円
大間町	201,900,455 円	169,183,271 円	133,954 円
東通村	207,473,569 円	177,569,973 円	120,061 円
風間浦村	60,168,646 円	50,881,377 円	116,168 円
佐井村	61,192,789 円	48,673,845 円	108,405 円
三戸町	303,619,132 円	268,209,069 円	126,993 円
五戸町	463,267,705 円	377,700,825 円	115,118 円
田子町	163,218,984 円	153,708,273 円	131,262 円
南部町	504,212,356 円	439,629,515 円	121,849 円
階上町	362,653,213 円	309,537,597 円	120,069 円
新郷村	77,659,109 円	66,304,009 円	121,659 円
つがる市	1,120,694,054 円	981,824,925 円	131,278 円
外ヶ浜町	213,643,671 円	183,689,119 円	139,794 円
平川市	947,307,837 円	834,937,465 円	131,881 円
おいらせ町	659,759,947 円	587,358,362 円	132,676 円
合計（平均）	33,506,924,074 円	28,330,859,430 円	122,591 円

注 1 人当たり保険料額は、収納率 100% として算定しているため、各市町村における予定収納率の設定次第で増減する。また、保険料額は、保険基盤安定制度による保険料軽減前の額である。

注 令和 8 年度の一人当たり保険料額には、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び令和 8 年度から創設される子ども・子育て支援納付金分が含まれているため、令和 7 年度以前と単純な比較はできないものである。